

# 第3回 栄東地区 学校配置検討委員会

日 時 令和5年(2023年) 9月12日(火)16時～  
場 所 栄新和町内会館 2階「大ホール」

## 次 第

### 1 開会

### 2 事務局挨拶

### 3 報告

- (1) 第2回検討委員会の振り返り・・・資料1
- (2) 地域や保護者から寄せられた意見・・・資料2

### 4 協議事項

- (1) 統合新設校の通学区域（案）・・・資料3

### 5 次回の学校配置検討委員会の開催日程について

### 6 閉会

#### 配付資料

- ▶次第
- ▶座席表
- ▶委員名簿
- ▶資料1 栄東地区 学校配置検討委員会ニュース第2号
- ▶資料2 地域や保護者から寄せられた意見
- ▶資料3 統合新設校の通学区域（案）と考え方について

## 栄東地区 学校配置検討委員会ニュース

2023年7月20日 発行

栄東地区では、栄東小学校と栄緑小学校の小規模化による課題の解決等のため、令和5年2月より『学校配置検討委員会』を設置し、検討を進めています。

検討委員会の配布資料等については札幌市教育委員会のウェブページに掲載しています。  
<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/tekisei/sakaehigashi.html>



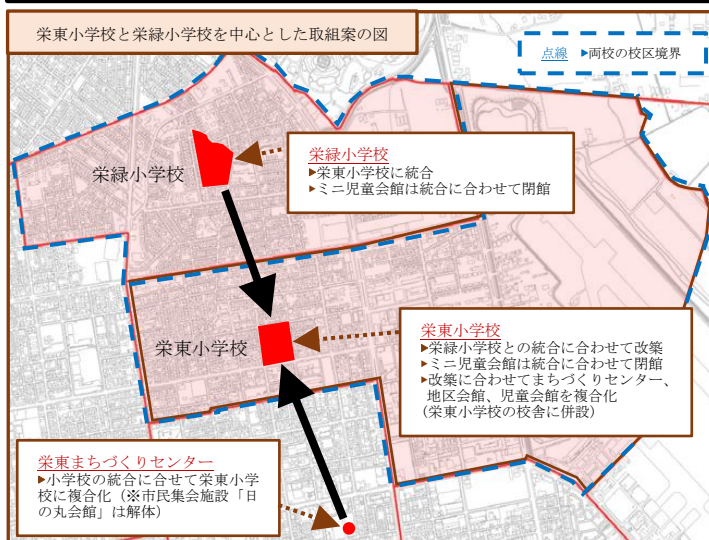
※ 第1回目の検討委員会の後、第2回検討委員会開催までの間に地域から意見が寄せられており、第2回の資料として検討委員会内で共有（内容確認）しています。

札幌市と教育委員会は、「学校配置検討委員会」（以下「検討委員会」といいます。）で協議を進めるためのたたき台となる「取組案」を作成し、第1回検討委員会（令和5年2月21日開催）において提示しました。

検討委員会では、引き続き、この「取組案」のとおり、学校規模の適正化を図るとした場合に考えられる課題などについて、協議、検討していくこととしています。

このたび、令和5年6月6日に第2回検討委員会を開催いたしました。検討状況につきまして、地域の皆様へお知らせします。ぜひ多くのご意見をお寄せください。

「取組案」は1つの案であり決定事項ではありません



## 1. 第2回検討委員会について

第2回の検討委員会では、「小規模校における課題」について、検討委員会における共通の認識を得るための協議（意見交換）と、第1回で委員から意見が出された「通学距離と通学安全」に関して、「取組案」のとおり、学校規模適正化を図るとした場合に考えられる課題などについて協議（意見交換）を行いました。委員からの意見や質問などについて、以下、概要を掲載しています。

※ 類似の発言内容をまとめるなど文言を整理して掲載しています。

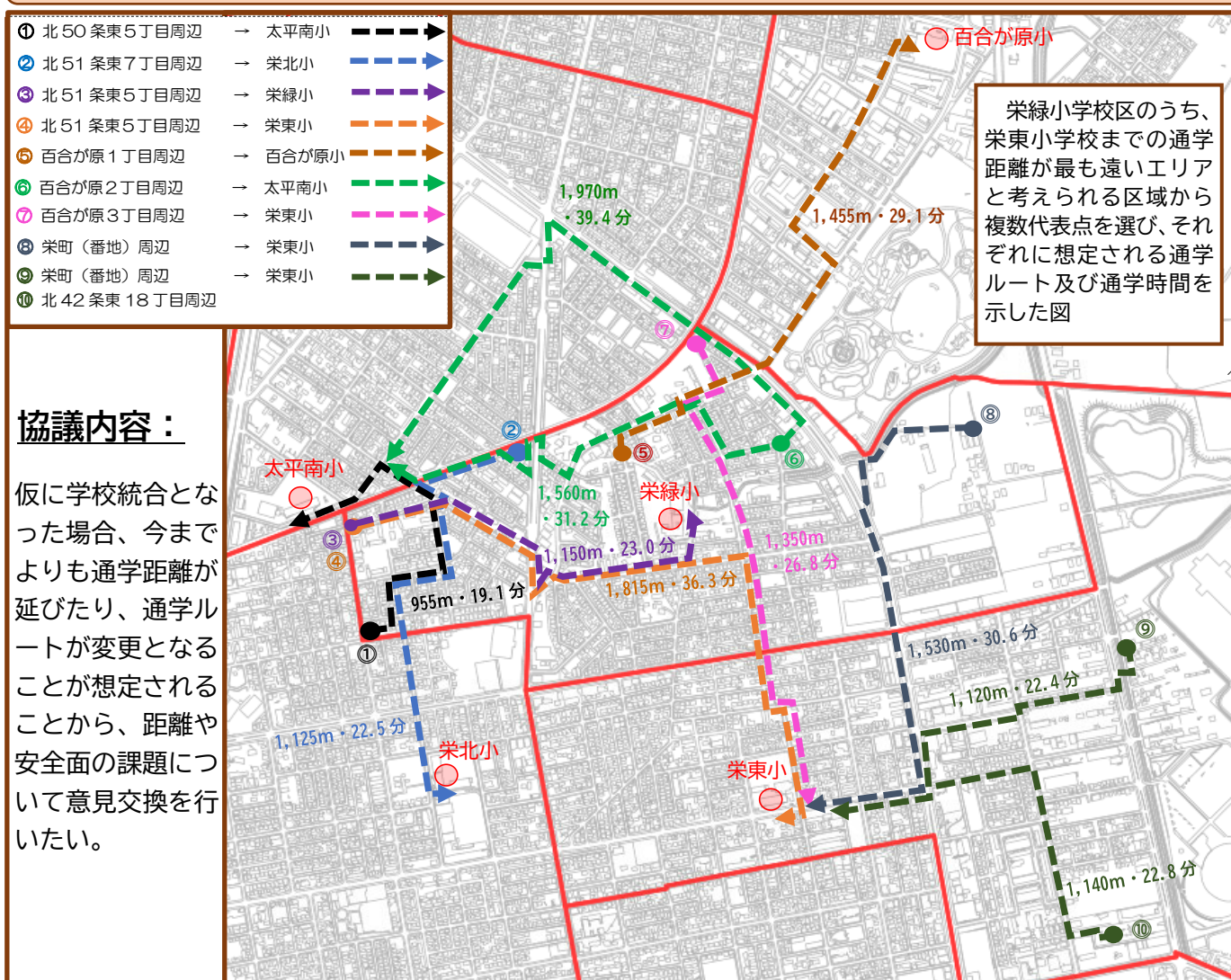
「●」…委員からの意見 「○」…質問 「⇒」…代表委員、札幌市・教育委員会からの説明、回答

## 2. 小規模化する小学校で生じる課題の整理について

- 教員は学習指導要領に基づいて教育を行っており、現在の学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学びを実現すること」が示されている。大規模校と小規模校のどちらにも良さがあると考えているが、対話的な学びという観点から見ると、ある程度の学校規模があった方が、様々な考え方に触れあうことができるというメリットがあると考えられる。
- 学年に複数人の教員がいる学校では、教員が連携して、複数の教科等の連携を図りながら授業をつくりやすいというメリットがあると考えられる。

- 小規模校では、子どもたちの顔を覚えやすく、児童一人一人の個性を理解し、風通し良く関わることができる一方で、人数規模が大きくなる中学校に進学した時のことを考えると、中1ギャップに対応できるかという懸念がある。
- 小規模校については、地域・保護者・学校のそれぞれの立場において、メリット・デメリットがある。
- 少子化が進んでいる時代だが、学校の統合を進めるのではなく、施設の基準や学校規模の基準を時代や地域に合わせて見直すことも必要ではないかと思う。
- 地域と学校で開催する行事は土日開催となることが多いため、教員数が少ない小規模校には手伝い等を頼みにくい。
- 今の時代は小規模校が統合される流れであり、その流れに逆らうことは難しい。統合するとしても現状からいかに良い方向に導いていけるかが、地域の課題と考える。
- 将来を担う子どもたちが通いたいと思えるような学校づくりが行われることを望む。
- 第1回の配布資料に掲載されていたが、これまでもPTAや地域から様々な意見が寄せられている。今後も小規模化による課題に関して議論を行う場面は出てくると考えている。

### 3. 栄緑小学校区から栄東小学校までの通学距離と通学安全について



※上記と同じ資料は札幌市ウェブページに掲載しております。



- 東 15 丁目通で接触事故が起きているので、通学安全に不安がある。また、栄東小学校付近では、保護者や放課後の児童デイサービス等の送迎車が多く、週末になると路上駐車で混み合う。学校統合となった場合、学校付近への路上駐車がさらに多くなる懸念がある。
- 学校敷地周辺に多くの車が止まるという問題は、栄東小に限った話ではなく、学校統合があってもなくても変わらないと思う。路上“駐車”ではなくて、“停車”という考えがあるため一律に禁止できず、他に効果的な対策は無いように思われる。
- 栄東小学校と栄緑小学校の交通安全について、除雪後の歩道がかなり狭いと感じている。
- 学校統合となると、現在の通学区域よりも広い範囲から子どもが通うことになるので、安全面については最重要課題であると考えている。
- 現状の両校周辺の除雪状況はあまりよくないという意見があったが、統合されたからといって改善されるものではないように思える。
- 冬は道が狭くなるし、夏場は猛暑の中、重い荷物を持ちながら通学する状況はとても大変に思える。スクールバスの導入を考える必要があるのではないか。

⇒（教育委員会学校配置マネジメント担当課）

第 1 回の検討委員会でご説明したとおり、札幌市では通学方法を原則徒歩としており、児童の徒歩による通学距離の範囲は 2 km 以内としております。

『取組案』のとおり学校統合をした場合の統合校の通学区域（現在の 2 校の通学区域を併せたものと想定）では、全ての児童が 2 km 以内からの通学となります。

○栄緑小学校が栄東小学校と統合したとして、栄緑小学校区から近い別の小学校を選択することは可能なのか。

⇒（菊地代表委員）

資料 1 で確認したとおり、地域・保護者の意見として、通学区域の一部見直しを求める内容の意見が数多く寄せられている。次回以降の検討委員会の中で、通学区域の見直しを検討する必要性をと感じている。

その上で、再度、通学距離等について議論する必要がある。

## 協議結果：

- ・次回以降の検討委員会において、通学区域の見直しに関する協議を行う。  
（・通学区域に関する協議を踏まえ、引き続き通学距離に関する協議を行う。）

## 次回の検討委員会について

- ▶ 会議名 第3回 栄東地区 学校配置検討委員会
- ▶ 開催日時 2023年(令和5年)9月12日火曜日 16時00分から
- ▶ 開催場所 栄新和町内会館(東区北48条東10丁目3番8号)

※ 検討委員のみが参加する会議のため、一般の方は入場できません。内容は後日ニュースレターやウェブページでお知らせいたします。また、日程は都合により変更となる場合があります。

### 次回(第3回)検討委員会の議題(予定)

- ▶ 第2回検討委員会の振り返り
- ▶ 地域や保護者の皆様から寄せられたご意見等の紹介
- ▶ 栄緑小学校と栄東小学校が統合となった場合の通学区域案の検討
- ▶ その他、当日協議を行う必要があるもの

ご意見、ご質問は、下記事務局までお寄せください。

### 栄東地区 学校配置検討委員会事務局

- ▶ 札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課(学校配置マネジメント担当)
- ▶ 電話: 011-211-3836 FAX: 011-211-3837
- ▶ e-mail: [gakkohaichi@city.sapporo.jp](mailto:gakkohaichi@city.sapporo.jp)

検討委員会の開催概要は札幌市教育委員会のウェブページにも掲載しています。

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/tekisei/sakaehigashi.html>

学校規模適正化 栄東

検索



さっぽろ市  
02-S01-23-1301  
R5-2-904  
SAPPORO

## 資料2 地域や保護者等から寄せられた意見

日時・方法等	内容	分類
05.06.07 年代不明 メール	<p>栄東地区 学校配置検討の取り組みについて</p> <p>4月27日発行の学校配置検討委員会ニュースを拝見致しました。栄緑小学校校区の子供達の通学距離が遠いとの意見が記載されていましたが、学区変更については記載がなかったので一意見として送信させていただきます。</p> <p>百合が原1～3丁目地区は元々、東16丁目通の交通量を考慮して区が違うが東区の小学校を校区としている、と聞いたことがあります。</p> <p>今後栄東小まで通学ことになれば、琴似栄町通りを渡るようになります。</p> <p>通学距離がそれほど変わらないのであれば、北区の百合が原小学校に学区変更してもいいのではないのでしょうか。</p>	通学区域 について
05.06.16 年代不明 メール	<p>栄東地区 学校配置検討について</p> <p>栄緑小学校在籍児童の親です。</p> <p>学校統合については児童数の減少もありやむなし、と思いますが児童全員が栄東小学校に編入というのはおかしいと思います。</p> <p>居住地によっては栄北小学校の方が近い児童もいるからです。</p> <p>東8丁目通（北光線）を境として、栄東小学校と栄北小学校に編入にしたいです。</p> <p>なぜ栄北小学校を通り過ぎて、栄東小学校に通わせなければいけないのでしょうか？</p> <p>親だけでなく、子供も疑問に思っていますよ。</p> <p>教育委員会や、事務局の方々、今の小学生が背負うランドセルの重さを知っていますか？</p> <p>授業道具のほか、タブレット端末、水筒、これら全てが入ったランドセルを持ってみてください。</p> <p>いくら通学範囲の2km以内とはいえ、子供たちには酷な距離だと思います。</p> <p>また、東8丁目通は交通量も多いので、なるべく横断歩道の通過回数を減らしてあげたいです。</p> <p>是非、教育委員会や事務局の方々に前向きに検討していただきたいためメール致しました。</p> <p>子供たちの健康のため、宜しくお願い致します。</p>	通学区域 について

日時・方法等	内容	分類
<p>05.07.28 年代不明 ホームページ 問い合わせ</p>	<p>栄緑小学校の合併について</p> <p>引越してきた時にはもう小学生はいなかったが学区が栄緑小学校と聞いて愕然とした。</p> <p>太平南小学校も栄北小学校も近くにあるのになぜかわざわざ交通量の多い東8丁目通りを通過して一番遠い小学校に通っている小学生をみたらかわいそうになった。</p> <p>元々小学校を区の端ギリギリに作るという行政の不始末で子どもたちが大変な思いをしなければならないのか？</p> <p>また栄緑小学校の合併により近所の子たちはまだまだ遠い小学校行かなければならないのか？近くに小学校が二つもあるのに。</p> <p>小学校もスキー学習の時やピアノ教科書だってA版になって重くなっている。</p> <p>水筒も持っている姿を見るとたぶん荷物はかなり重いはずだ。</p> <p>こどものためとか言いながら行政の都合の良いようにこどもを犠牲にしてるだけではないか？</p> <p>通学距離が同じくらい遠いのならそこに住む子たちは一番通いやすい小学校を選択できるようにするべきだ。</p>	<p>通学区域 について</p>
<p>05.09.01 年代不明 メール</p>	<p>(意見投稿) 栄東地区 学校配置検討委員会</p> <p>令和6年度から栄緑小学校へ入学予定の子どもを持つ保護者です。</p> <p>この度の学校配置の検討について、第2回の委員会で意見のありました、他の小学校も含めた通学区域の見直しは必須であると考えます。</p> <p>私は「栄東地区 学校配置検討委員会ニュース 第2号」の「3.栄緑小学校区から栄東小学校までの通学距離と通学安全について」で掲載のあった地図の「②北 51 条東7丁目周辺」に居住していますが、栄北小学校が近隣にあるにも関わらず、ここから栄東小学校まで通学しなくてはならないということは、全くもって承服いたしかねる検討案でした。</p> <p>しかしながら、札幌市のWEBページなどを拝見すると、校区変更は原則として認められないと解されたため、第1回の検討委員会の際には意見を投稿することは無駄なことだと諦めておりました。</p> <p>ところが、第2回の委員会ニュースにおける菊地代表委員の「資料1で確認したとおり、地域・保護者の意見として、通学区域の一部見直しを求める内容の意見が数多く寄せられている。次回以降の検討委員会の中で、通学区域の見直しを検討する必要性をと感じている。」というご発言に心から賛同し、今回、意見をお送りさせていただきました。</p> <p>検討にあたっては、子どもの安全を第一に考え議論が進められることと拝察します。その中で、通学距離という点が大いに影響を及ぼすことは火を見るよりも明らかです。万が一、栄北小学校～栄東小学校の間で、我が子に事故があった場合には、栄北小学校に通えていればという思いを抱くことは必然です。</p>	<p>通学区域 について</p>

	<p>また、交通事故に限らず、通学中に様々な不安を抱えているのは親だけでなく、当の子ども達も同様だと思います。</p> <p>私と同様に意見をお送りすることを差し控えている保護者もいるかと思います。</p> <p>検討委員会の皆様におかれましては、子ども達の安全が最も保証される方法を導き出していただけますと幸甚に思います。</p> <p>何卒よろしくお願い申し上げます。</p>	
日時・方法等	内容	分類
05.09.01 年代不明 メール	<p>栄東地区学校配置検討委員会ニュース 第2号に関する要望等について</p> <p>いつもお世話になっております。</p> <p>北50条東5～7丁目・北51条東5～7丁目の範囲内に居住している者（未就学児養育中）です。</p> <p>統廃合の検討過程についてニュースレターやHPでの情報提供をありがとうございます。</p> <p>対象地区に居住する者として、貴事務局に意見等聞いていただきたく、メールいたしました。</p> <p>当事者として資料を拝見しているため、意見が当事者の目線に偏っていることご容赦ください。</p> <p>(1) 資料等を拝読し、ご教示いただきたい事項</p> <p>1. 栄東地区の範囲</p> <p>前提として、栄東地区学校配置検討委員会が検討対象とする小学校は栄東小学校及び栄緑小学校なののでしょうか？</p> <p>その他の小学校を含めた検討はできないのでしょうか。</p> <p>2. 通学区域外の学校への通学が認められる場合（指定変更）の指定変更区域について</p> <p>指定変更区域はどういった場合に設定されるのか札幌市HPでは見つけることができなかつたため、ご教示いただきたいです。</p> <p><a href="https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/gakku/koukugai.html">https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/gakku/koukugai.html</a></p> <p>(2) 統廃合に伴う通学区域の再検討のお願い</p> <p>第3回検討委員会の議題にもありますように貴委員会において「現在、そして未来を担う子どもたちにより良い教育環境を提供するための検討を行う」のであれば、2学区で完結しようとする検討を行うのではなく、複数学区を巻き込んだ検討を行うべきかと思います。</p> <p>北50条東5～7丁目・北51条東5～7丁目に居住しているばかりになぜ栄北小より遠い栄東小に通わせられなくてはならないのか甚だ疑問です。</p> <p>2学区で完結させようとするのならそうせざるを得ない説明もしていただきたいです。</p> <p>なぜ統廃合で完結し、子どもをなじみの薄い地域へ通わせないとしないのでしょうか。</p> <p>取り組み案の校区境界は見直していただき、ぜひ通学区域の適切な見直しをお願いいたします。</p>	通学区域 について



(3) 指定変更区域のご検討について

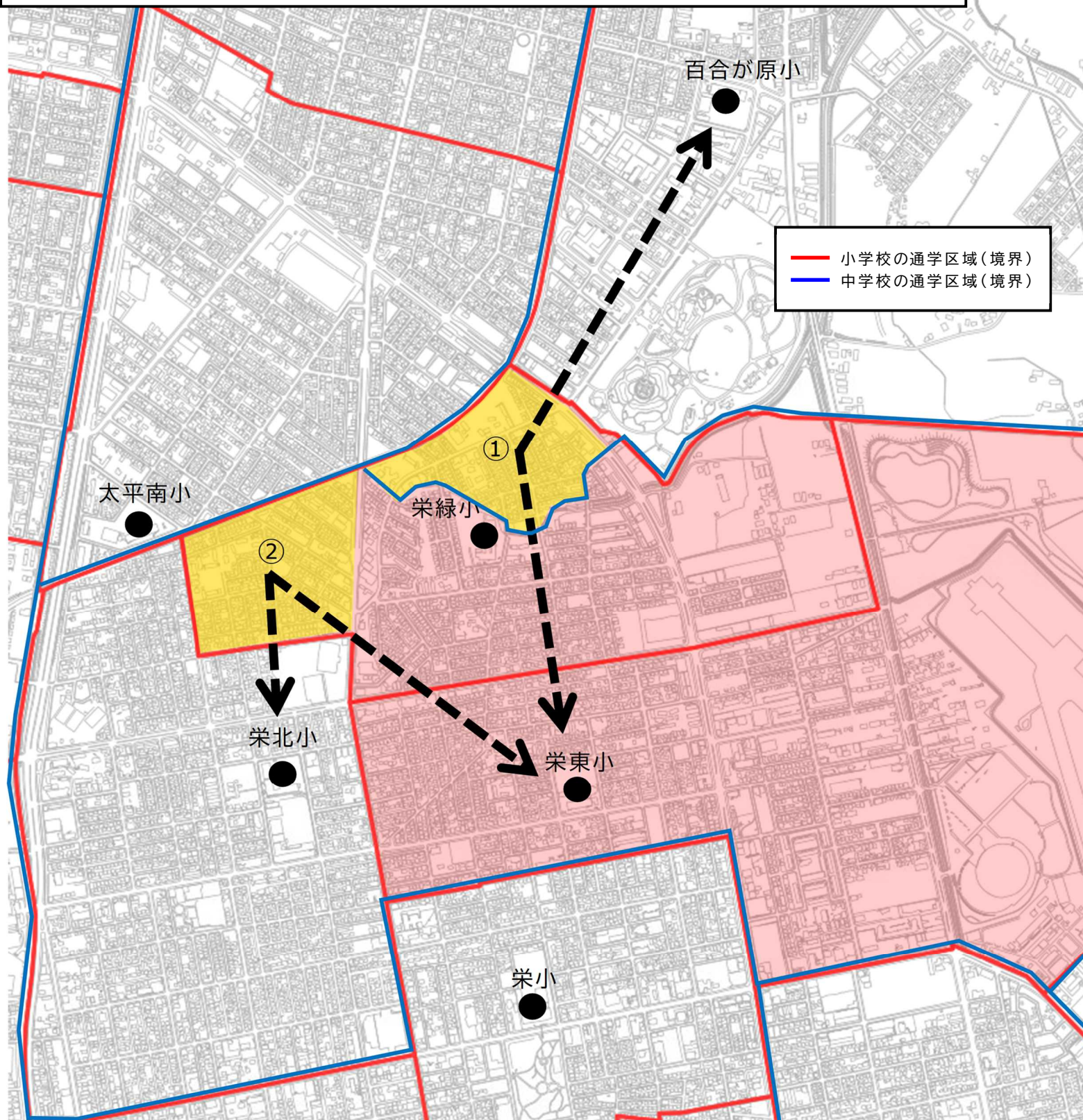
通学区域の適切な見直しをなさっていただけるものと確信しておりますが、指定変更区域の指定の可能性についてもご検討くださるようお願いいたします。

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/gakku/koukugai.html>

校区の見直しは多大な負担がかかるとは承知しておりますが、住民の声を拾っていただき、9月12日に適切な協議がなされますよう何卒よろしくお願いいたします。



検討委員会における意見、寄せられた保護者や地域の方の声を参考とした通学区域等の考え方について（案）



#### <通学区域見直しの考え方(案)>

これまでに寄せられた意見(要望)には、左図の①、②のエリアについて、隣接校を百合が原小、栄北小として指定したうえで、『隣接校の通学区域とすべき』、『(通学先として)隣接校も選べるようにすべき』というものが多い。

これらの意見を参考に、考えられる影響を想定し、以下の方針(案)として整理。

－ 考えられる影響(想定) －

- 寄せられている意見(要望)を実現する手法としては、【通学区域の変更(境界の変更)。以下同じ。】、【指定変更区域の設定(参考②)】の二つが考えられる。
- この【通学区域の変更】、【指定変更区域の設定】は、学級編制(教職員数)、教室数に影響があるため、広い範囲で実施することは難しい。
- 統合新設校の開校年度に併せて①、②のエリアの【通学区域の変更】を行うことは、児童(特に在校生)への影響が大きいと考えられる。
- 栄小(栄南小)の校区で栄東小の方が近い地域があるが、栄小(栄南小)の学校規模に影響するおそれがあるため、本件の通学区域(案)検討の対象とはしない。

#### 【方針(案)】

◎ 統合に併せて通学区域を再編(両校の通学区域を統合)する際には、【通学区域の変更】とともに、①、②のエリアについて、統合後(新設校開校後)の数年間、経過措置として【指定変更区域を設定】する。(数年後に指定変更区域は廃止。)

(※ ①、②のエリアについて、【通学区域の変更】は行わない場合には、(案)とは逆方向に【指定変更区域を設定】する。(数年後に指定変更区域は廃止。))

#### 【参考①：通学区域設定の考え方(札幌市教育委員会)】

- ・ 徒歩による通学を基本とし、徒歩通学の目安として、小学校はおおむね2km以内、中学校はおおむね3km以内となることを考慮
- ・ 学校規模の維持、学校間の規模の均衡を念頭に、施設収容の可否(各校とも教室が不足することのないように)を考慮
- ・ 上記の観点に加えて、鉄道・幹線道路や河川等の地理的要件や、連合町内会等の地域的なつながりを総合的に考慮しつつ設定する

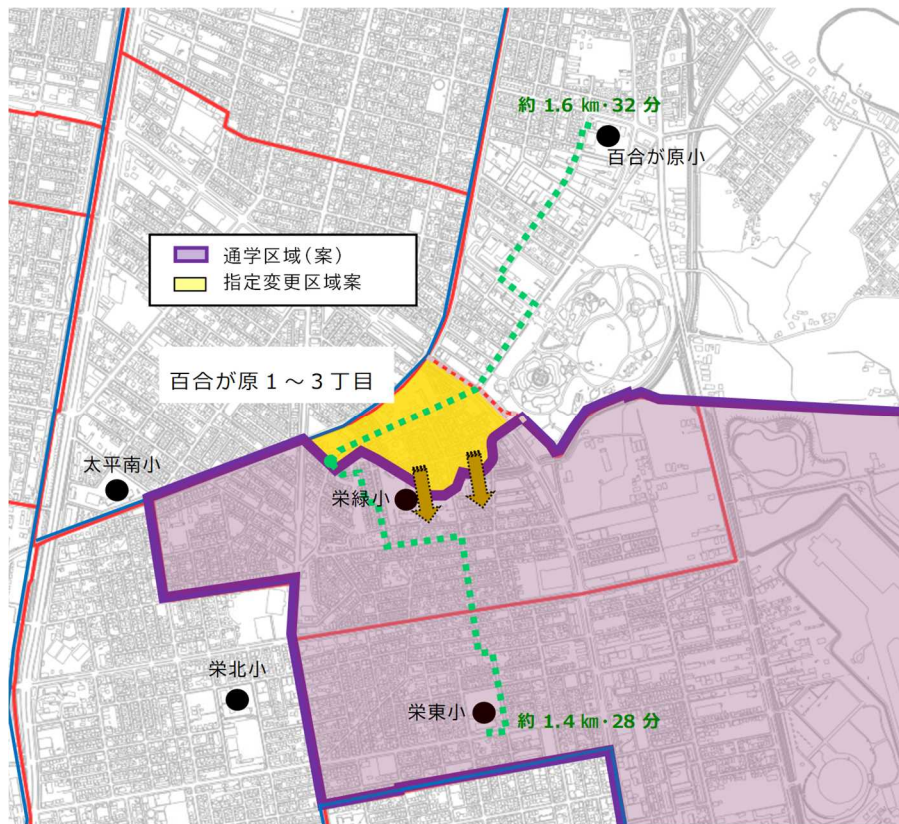
#### 【参考②：指定変更区域・設定の考え方(札幌市教育委員会)】

指定変更区域とは、本来の指定校(A校)のほかに、隣接する学校(B校)に通学先を変更することができる区域として、別途教育委員会が定め、通学区域の弾力的運用を実施している区域(就学時において、A校、B校のいずれかを選択して通学することができる。)

- ・ 指定校(A校)までの通学距離が明らかに遠い
- ・ 地理的状况等により通学路の安全確保上の課題があるなどの状況がある場合において、受入校となる学校(B校)の施設収容に影響がないと見込まれる場合に限り、特例的に設定している。



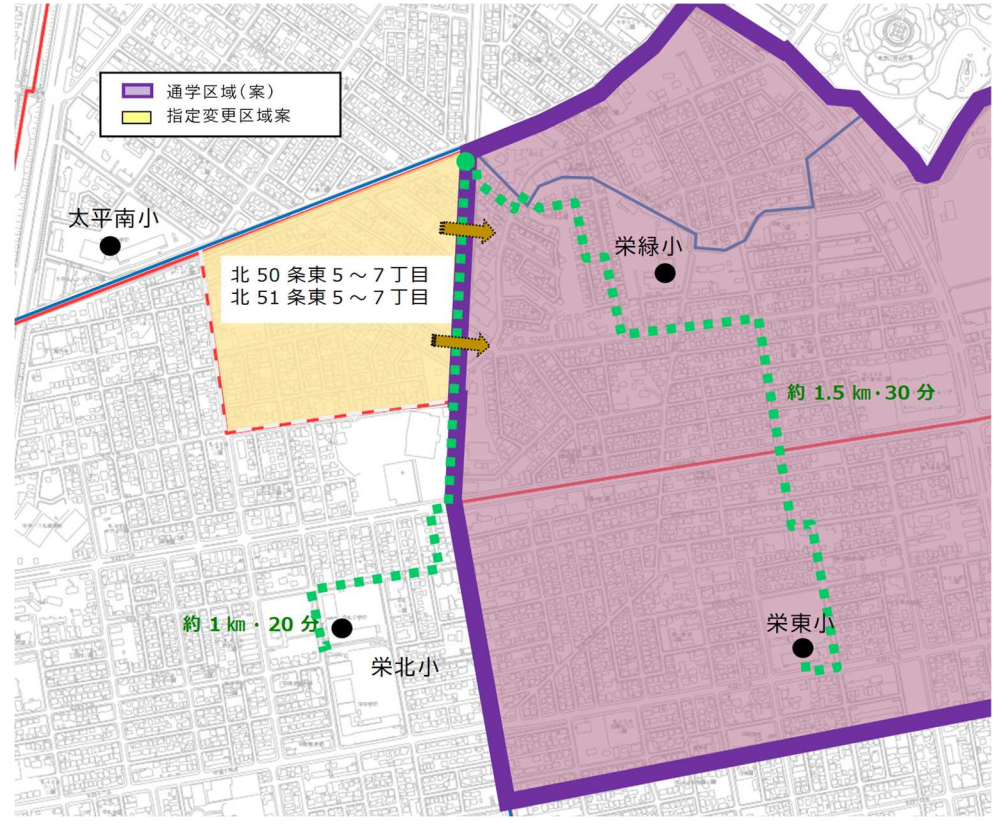
区域 ① 通学区域・指定変更区域 (案1)



区域①	指定校	選択可能校(受入校) (指定変更区域の設定)
百合が原 1～3丁目	百合が原小 (現栄緑小)	統合新設校 ※ 統合後の数年間(経過措置 期間)、受入校として、指定変 更区域を設定

区域内 児童数 (R5.5.1)	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
	8	8	14	9	4	5	48

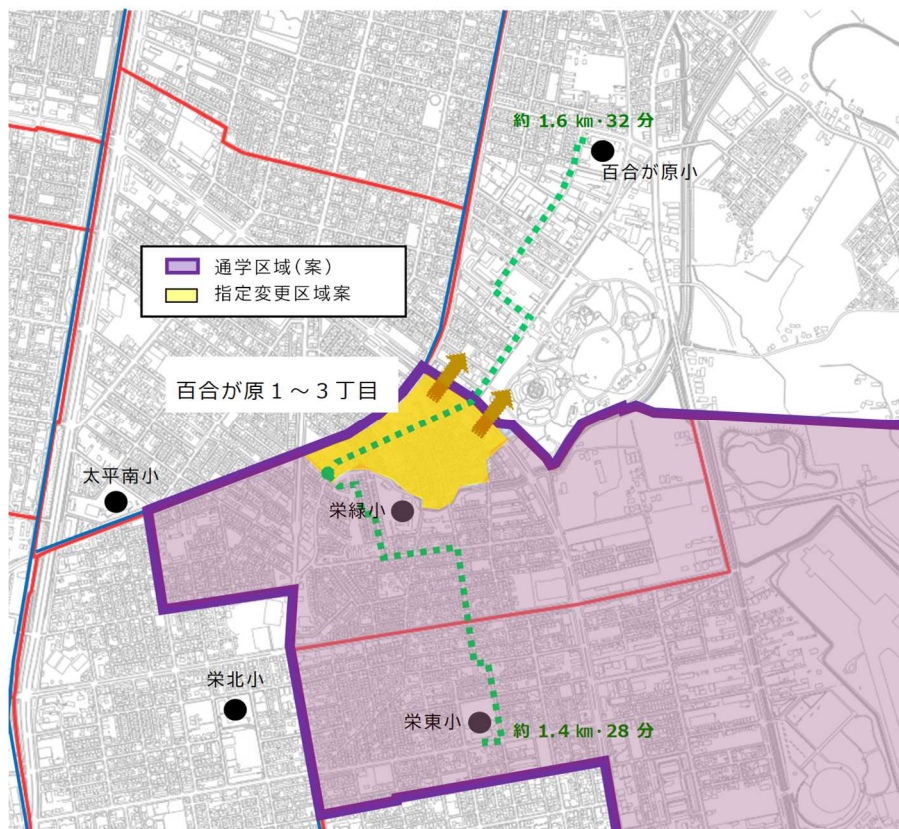
区域 ② 通学区域・指定変更区域 (案1)



区域①	指定校	選択可能校(受入校) (指定変更区域の設定)
北 50 条東 5～7丁目 北 51 条東 5～7丁目	栄北小 (現栄緑小)	統合新設校 ※ 統合後の数年間(経過措置 期間)、受入校として、指定 変更区域を設定

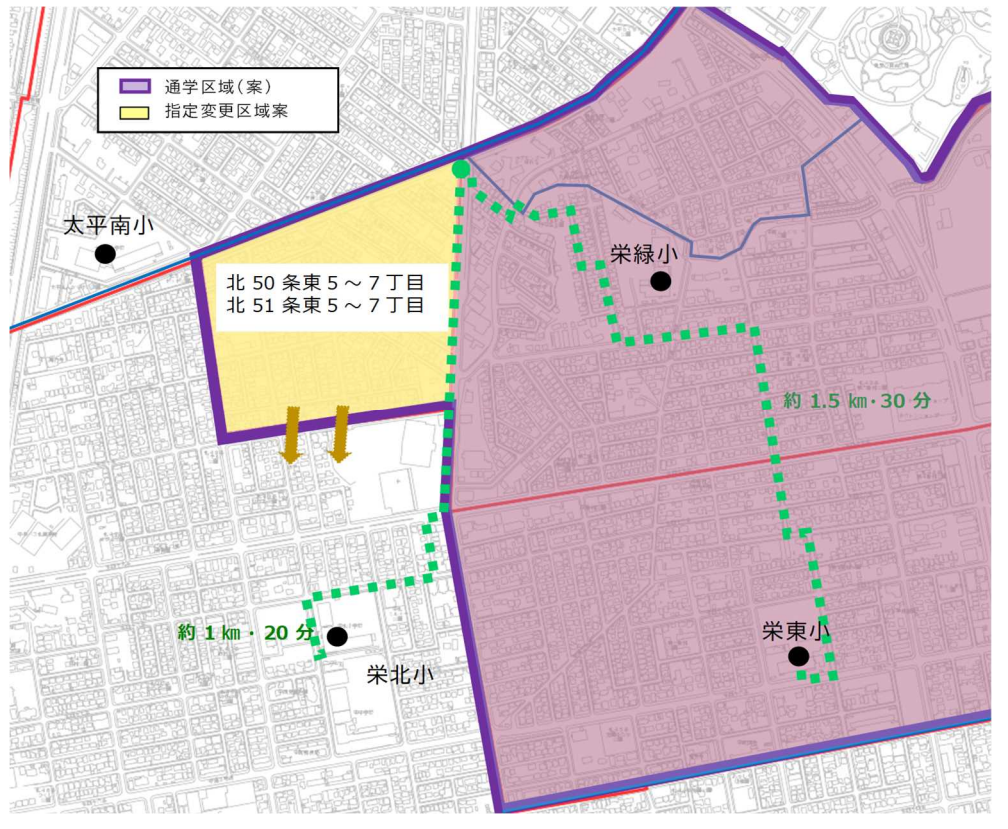
区域内 児童数 (R5.5.1)	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
	9	11	8	7	8	7	50

区域 ① 通学区域・指定変更区域 (案2)



区域①	指定校	選択可能校(受入校) (指定変更区域の設定)
百合が原 1～3丁目	統合新設校 (現栄緑小)	百合が原小 ※ 統合後の数年間(経過措置 期間)、受入校として、指定変 更区域を設定

区域 ② 通学区域・指定変更区域 (案2)



区域①	指定校	選択可能校(受入校) (指定変更区域の設定)
北 50 条東 5～7丁目 北 51 条東 5～7丁目	統合新設校 (現栄緑小)	栄北小 ※ 統合後の数年間(経過措置 期間)、受入校として、指 定変更区域を設定